

# 雇用クリーンプランナー プレゼンツ ミニセミナー

法改正・ルール改正シリーズ第11回  
「社会保険の適用拡大2024/10施行」

# 社会保険の適用拡大 2024年10月施行

パートタイマー  
の社会保険加入  
要件（従来）

社会保険（健康保険、厚生年金）の適用事業所に雇用されており、1日、1週、1ヶ月の所定労働時間が一般の正社員と比較して**4分の3以上の人**は、社会保険の加入対象者となります（4分の3要件）。\*おおむね週30時間



2024年10  
月～  
従業員数  
**51人以上**  
の勤め先

- ①短時間要件…週所定労働時間**20時間以上**
- ②賃金要件…月額8.8万円以上
- ③勤務期間要件…2ヶ月を超える雇用見込み
- ④学生除外要件…昼間学生ではない

社会保険の  
加入が必要

※すでに、2016年10月から従業員501人以上、2022年10月から従業員101人以上の勤め先で働くパート・アルバイトの方は社会保険の加入対象となっています。

# 社会保険の適用拡大 2024年10月施行

加入者となる  
メリット

メリット  
年金

年金が“**2階建て**”になり**一生涯**受け取れます！  
老後・障害・死亡の**3つの保障が充実**！

上乘せ

老齢年金

受給資格期間を満たした方で、65歳以上の方が受け取ることができる年金です。

上乘せ  
ワイド保障

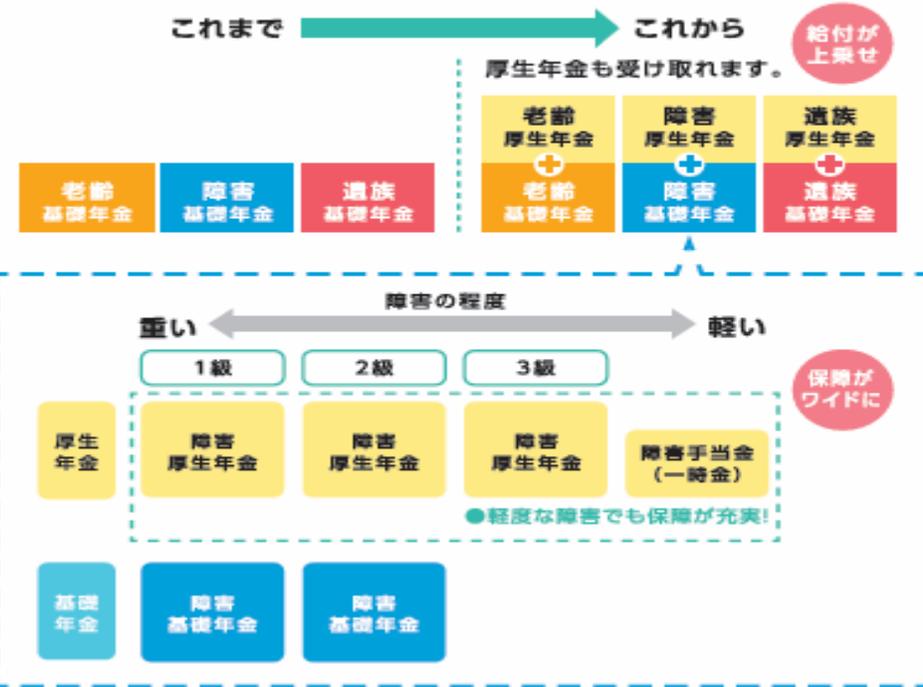
障害年金

病気やけがなどで障害状態と認定された場合に支給される年金です。2階建てに加えて保障の範囲も広がります。

上乘せ

遺族年金

被保険者が亡くなったときに、残された遺族に対して支給される年金です。



健康保険

傷病手当金、出産手当金、等 (+ 被扶養者)

# 社会保険の適用拡大 2024年10月施行

加入者となる  
デメリット

新たに健康保険料、厚生年金保険料が発生する。  
(会社が補填分として給与UPする場合もある)

## 会社がすべきこと

①対象従業員  
に対して  
法改正の説明

(主に) 従業員側  
②被扶養者がいた場合は会社に申し出  
③社会保険に加入したくない場合【例外】  
\* 要件から外れる…週20時間未満の労働時間  
に労働条件を変更 (労使双方の合意)

④切り替え時には年金事務所より通知



- ・ 資格取得届
- ・ 扶養異動届等

労働トラブル編～社会保険・労働保険